

恵庭市まちづくり基本条例の取組状況について

1 恵庭市まちづくり基本条例について

恵庭市まちづくり基本条例は、本市の自治運営のための基本的な理念や原則を明らかにし、協働のまちづくりを実現するための仕組みを条例化したもので、平成 26 年 1 月 1 日より施行しております。

条例第 30 条第 1 項の規定により、5 年を超えない期間ごとに社会情勢に適合しているか検討を行い、その結果に基づき必要な見直しを行うこととなっております。

2 恵庭市まちづくり基本条例市民検討委員会からの提言について

令和 5 年に 2 度目の見直し検討が行われ、市民検討委員会から一部改正が必要であるとの検証報告書の提出があったことから、令和 5 年 12 月に条例を一部改正しました。

また、市民検討委員会からの提言を受けて、市民検討委員会で多く議論された点や条例改正点を中心に以下 5 点を重点項目として、次期見直し（令和 10 年を予定）までの間、庁内推進委員会において、進捗管理を行うこととしております。

重点項目 1	市民参加のしやすい環境づくり
重点項目 2	コミュニティの担い手育成
重点項目 3	町内会などの協働
重点項目 4	デジタル社会・脱炭素社会の対応
重点項目 5	職員と市民の協働・議員と市民との協働

3 令和 6 年度までのまちづくり基本条例の取組状況について【別添資料 1】

令和 7 年 5 月 7 日 第 1 回恵庭市まちづくり基本条例庁内推進委員会

・まちづくり基本条例の取組状況について協議

項目	検証報告書の主な意見	【令和5年度の取組内容・成果等】	【令和6年度の取組内容・成果等】	今後の取組方針	担当課
【重点項目1】 市民の参加しやすい環境づくり	(1) 市民参加のしやすい場づくり ①まちづくりに参加しやすいきっかけづくりの「場」を提供することが重要。 ②行政からの情報発信のみならず、広聴の充実を図るべき。 ③若い人も地域活動に参加できるような取組を進めて欲しい。	①まちづくりに参加しやすい場の提供 ・市民の広場の開催 R5 開催数2回 第1回テーマ：「地域コミュニティ」（参加者53人） 第2回テーマ：「地域コミュニティにおけるデジタル化」（参加者32人） ②公聴の充実 ・市民の声 R5 44件 ・まちづくり提言 R5 2件 ・パブリックコメント R5 実施件数15件、提出件数38件、意見数44個 ③若者の目に触れやすい情報発信 ・広報誌、ホームページのほかSNS等による情報発信 ・市民活動センターでの「えにわ知恵ネット」による情報発信	①まちづくりに参加しやすい場の提供 ・市民の広場の開催 R6 開催数4回 テーマ共通：「みんなで10年後の恵庭を考えよう」（参加者 151人） ②公聴の充実 ・市民の声 R6 24件 ・まちづくり提言 R6 2件 ・パブリックコメント R6 実施件数11件、提出件数13件、意見数16個 ③若者の目に触れやすい情報発信 ・広報誌、ホームページのほかSNS等による情報発信 ・市民活動センターでの「えにわ知恵ネット」による情報発信 ・まちづくり基本条例のリーフレット配布 市内小学3～6年生 2,300枚 市内中学生 1,700枚 町内会 1,800枚（町内会回覧） 市民課及び支所出張所への配架 200枚	今後も、パブリックコメント制度において、市民がまちづくりに参加しやすい環境の整備を引き続き進める。実施予定案件の年間計画作成や事前告知を行うとともに、恵庭市公式アプリ「えにわっか」やSNS、関係機関・施設への資料配布を通じて、効果的な情報発信に努める。 また、意見提出方法については、QRコードや「えにわっか」と連携したHARPによる電子提出、意見箱での提出など、多様な手段を継続・拡充し、市民の意見をより取り入れやすい仕組みを構築していく。	生活環境部 生活環境課 （①、②、③）
				行政と市民が連携・協力できるよう、体制整備を目指す。また、市民が参加しやすい環境づくりとして、身近なテーマを設定したシンポジウムを開催するなど、広く市民の声を聴取する。市民のまちづくりに参画する権利を定めるまちづくり基本条例に関する周知活動では、パブリックコメントやワークショップなどの様々な市民参加手法があることや市民参加の必要性をリーフレットを通じて発信する。	各課（①） 企画振興部 企画課（③）
	(2) 会議の開催手法の工夫 ①市民が参加する会議の開催手法にワークショップ形式のようなものが増えると参加しやすい。 ②市民が参加する会議の開催日時などを参加しやすいように工夫すべき。 ③附属機関等の委員の募集について、対象に応じた周知媒体を利用したり、担当者による声掛けなどをするべき。	①市民が参加するワークショップ形式での会議開催数 R5 6回（市民の広場、まちづくり基本条例市民検討委員会 等） ②市民が参加する会議で、土日祝日または平日夜間に実施した会議開催数 R5 17回（恵庭市スポーツ推進委員会議、恵庭市花いっぱい文化協会総会 等） ③公募委員の募集 ・広報誌、ホームページのほかSNS等による情報発信 ・女性人材登録台帳登録者への文書発送及び声掛け 登録人数 R5 15人、7団体 うち公募採用人数 R5 4人 （R5.4.1現在）	①市民が参加するワークショップ形式での会議開催数 R6 12回（多文化共生のまちづくり連絡協議会、総合計画分野別まちづくりワークショップ 等） ②市民が参加する会議で、土日祝日または平日夜間に実施した会議開催数 R6 27回（総合計画地域別意見交換会、ごみ減量・リサイクル推進地区懇談会 等） ③公募委員の募集 ・広報誌、ホームページのほかSNS等による情報発信 ・女性人材登録台帳登録者への文書発送及び声掛け 登録人数 R6 19人、10団体 うち公募採用人数 R6 8人 （R6.4.1現在）	附属機関等の委員改選・募集については、引き続き所管課から総務課へ情報提供を受け、委員の変更が適切に行われていることを確認する。公募委員の募集については、所管課を通じて広報を活用した周知を継続し、市民への情報発信を行う。 また、会議の開催方法に関する問い合わせがあった際には、オンライン会議の活用について提案しており、今後も、開催方法や日時、周知手段などに関する情報を所管課へ提供していく。	各課（①、②） 総務部 総務課（③）
	(3) 行政評価マニュアル（市民参加度チェックマニュアル）の職員への周知・浸透	・『市民参加度チェックマニュアル』に基づく市民参加調書作成時の周知及び検証 R5 17件 ・新規採用職員へのまちづくり基本条例に関する研修実施 令和6年度新規採用職員（事前研修） R5 7人	・『市民参加度チェックマニュアル』に基づく市民参加調書作成時の周知及び検証 R6 11件 ・新規採用職員へのまちづくり基本条例に関する研修実施 令和7年度新規採用職員（事前研修） R6 23人	『行政評価マニュアル』を活用して、市民参画手法の検証を継続し、政策形成過程での市民参加の機会を適切に確保していく。 なお、『市民参加度チェックマニュアル』については、作成から時間が経過していることから、見直しを検討する。 新人職員にはまちづくり基本条例に関する研修を実施し、協働のまちづくりへの理解を深めてもらうとともに、職員が市民参加手法を理解し、協働のまちづくりを進めるための意識啓発を引き続き行っていく。	企画振興部 企画課

恵庭市まちづくり基本条例 重点項目整理票(令和5～6年度実績)

別添資料1

項目	検証報告書の主な意見	【令和5年度の実施内容・成果等】	【令和6年度の実施内容・成果等】	今後の実施方針	担当課
【重点項目2】 コミュニティの担い手育成	(1) コミュニティの担い手育成 ①町内会やコミュニティ・スクールなども担い手育成が必要。特に町内会では高齢化が進み後継者不足が一番の課題となっている。 ②人と人をつなぐコーディネーターの存在が重要。 ③情報交換できる市民活動センターのような場所は大事。 ④地域の人が持つ技術や得意なところを把握してマッチングするような取組が必要。	①担い手育成 ・地域学校協働活動に関わる多様な人たちが集うコミスクかふえの開催 R5 開催数 4回 参加人数 173人	①担い手育成 ・町内会加入率低下や役員の担い手不足の解消を目的に町内会活動活性化事業補助金を創設（R6年度～） R6 15町内会 ・地域学校協働活動に関わる多様な人たちが集うコミスクかふえの開催 R6 開催数 4回 参加人数 137人 ・体験活動や授業支援に多くの地域住民が関わるよう地域学校協働活動推進員の配置 R6 1人	地域活動の担い手を支援するため、市民活動センターと連携し、活動拠点の維持や各種相談、コーディネートを継続的に実施する。 また、知恵ネットやSNSを活用して、市民活動やまちづくりチャレンジ協働事業に関する情報発信を強化し、協働のまちづくりを推進する。 今後も地域活動や団体間の連携強化を支援し、地域の協働活動が活性化するように努めていく。	生活環境部 生活環境課（①、③、④）
		③情報交換できる場所 ・市民活動センター（活動拠点）の維持	②学校と地域をつなぐコーディネーターの配置（再掲）地域学校協働活動推進員 R6 1人	コミュニティ・スクール（コミスク）や地域学校協働活動に関わる多様な人々が集まり、情報交換や実践紹介を行う「コミスクかふえ」の開催を継続する。 これにより、各コミスクでの活動者同士のつながりを深め、地域学校協働活動への理解を促進していく。 また、地域学校協働活動推進員の配置を拡大し、地域住民の学校支援活動への参加を増加させることで、学校を核とした地域づくりの担い手を育成していく。 これらの取り組みを通じて、地域学校協働活動のさらなる推進と、地域コミュニティの担い手の拡大を図る。	教育部 社会教育課（①、②、④）
【重点項目3】 町内会などとの協働	(1) 町内会の活性化 ①コロナ後、地域とのつながりを再認識し、地域コミュニティの大切さがわかった。 ②行政だけにまちづくりを任せるのではなく、地域力の向上が必要。 ③行政は町内会の活動について周知に努めることが必要。 ④加入率が低下していることもあり、地域力を向上させるために財政的な支援が必要。	①②地域力の向上 ・町内会が抱える課題解決に向けた事業への支援のため地域担当職員を配置 R5 3人	①②地域力の向上 ・町内会が抱える課題解決に向けた事業への支援のため地域担当職員を配置 R6 8人	町内会活動活性化事業補助金や地域担当職員制度の増員を通じて、地域課題に対する相談体制や財政支援を強化していく。 また、積極的な情報発信を行い、町内会が抱える課題の解決に向けた支援を継続して実施する。 さらに、町内会連合会と継続的に協議し、地域課題を把握したうえで、必要な支援を提供し、町内会との協働をさらに推進していく。	生活環境部 生活環境課
		③町内会の活動周知 ・町内会連合会会報「つなぐ」の発行 R5 1回 ・市民活動センターによる町内会の知恵ネット利用支援 ・町内会加入促進パンフレットの配布	③町内会の活動周知 ・町内会連合会会報「つなぐ」の発行 R6 1回 ・町内会連合会のホームページを開設（R6年度～） 町内会連合会ホームページとリンクしている町内会数 R6 13件 ・市民活動センターによる町内会の知恵ネット利用支援 ・町内会加入促進パンフレットの配布		総務部 基地・防災課
	(2) 自主防災組織の活性化 ①町内会の防災活動はコロナもあって減っている。 ②自主防災組織を組織化できていない町内会も一定数あり、支援が必要。 ③防災をどのように自分事として捉え意識してもらえるかが重要。 ④市民団体・町内会が主体となった防災イベント、防災訓練などでの意識啓発も重要。 ⑤防災マスターとして登録されている人の活用も重要。	①出前講座を中心に防災教育の展開 ・出前講座回数及び参加人数 R5 41回 2,550人	①出前講座を中心に防災教育の展開 ・出前講座回数及び参加人数 R6 37回 2,567人	防災意識の向上を目的として、出前講座や地域の防災イベント、一日防災学校を引き続き実施する。地域防災マスターや道危機対策課との連携を強化し、地域住民との顔の見える関係づくりを進める。自主防災組織の設立支援を継続し、組織化を検討する町内会への支援も引き続き行う。 さらに、恵庭市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱の助成メニューの拡充を図ることで、自主防災組織の活性化を支援し、地域防災力の向上を目指す。また、地域との連携を強化し、地域全体での防災活動の推進を図る。	
		②自主防災組織の設立に向けた支援の継続 ・自主防災組織数（全世帯数に対する自主防災組織の世帯数割合） R5 43団体（87.7％）	②自主防災組織の設立に向けた支援の継続 ・自主防災組織数（全世帯数に対する自主防災組織の世帯数割合） R6 45団体（91.8％）		
		③④防災に対する意識啓発 ・（再掲）出前講座回数 R5 41回 ・防災イベント及び防災訓練 R5 25回	③④防災に対する意識啓発 ・（再掲）出前講座回数 R6 37回 ・防災イベント及び防災訓練 R6 26回		
		⑤地域防災マスターの活用 ・地域防災マスター登録者数 R5 95人 ・活動回数 R5 5回	⑤地域防災マスターの活用 ・地域防災マスター登録者数 R6 90人 ・活動回数 R6 5回		

恵庭市まちづくり基本条例 重点項目整理票(令和5～6年度実績)

別添資料1

項目	検証報告書の主な意見	【令和5年度の実施内容・成果等】	【令和6年度の実施内容・成果等】	今後の実施方針	担当課
【重点項目4】 デジタル社会・脱炭素社会の対応	（1）デジタル社会の対応 ①社会情勢の変化に柔軟に対応するため、特に重要な対応と捉えて条文を新設。 【改正後条文】 （デジタル社会の対応） 第24条の2 市は、情報技術の活用に努め、効率的かつ効果的で市民が利用しやすい運営を行うとともに、利活用における格差が生じることのないよう努めるものとします。	・「恵庭市デジタル化推進計画 実施計画」に基づく事業の実施 R5 42事業（完了事業：廃棄物処理手数料口座振替システム導入、学童クラブ運用システム導入） ・デジタルデバйд(情報格差) 対策としてスマートフォン教室を開催 R5 43 回 314人（恵庭市シニアスマホ教室等）	・「恵庭市デジタル化推進計画 実施計画」に基づく事業の実施 R6 50事業（完了事業：郵便料計器の導入、預貯金調査業務システムの導入） ・携帯ショップとの連携・窓口での手続き支援継続（スマートフォン教室の市直接開催は終了） ・行政サービス等のデジタル化の推進及びサービス利活用のための通信環境基盤整備 公衆無線LAN整備 R6 3施設	「恵庭市デジタル化推進計画 実施計画」に基づき、引き続き窓口支援システム（書かない窓口）やデジタル教材の導入、LINEを活用した市民サービスなどのデジタル化推進事業を進める。 また、改訂された実施計画に基づき、新たに電子契約の導入など新規事業にも取り組む。 デジタルデバйд対策としてスマートフォン教室を継続して実施し、地域住民がデジタル技術を積極的に活用できる環境を整える。 これにより、情報格差の解消に努め、全ての市民が平等にデジタル技術を活用できるよう支援を拡充していく。	総務部 情報政策課 各課（スマートフォン教室）
	（2）脱炭素社会の対応 ①社会情勢の変化に柔軟に対応するため、特に重要な対応と捉えて条文を新設。 ②脱炭素社会は、行政だけが取り組むのではなく、市民や事業者と一緒に取り組む施策。 【改正後条文】 第24条の3 市は、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、市民や事業者と協力し、脱炭素社会の実現を目指すよう努めるものとします。	①②啓発活動 ・市内事業者向けGHG排出量可視化事業への参加依頼（GHG排出量可視化事業参加事業者数） R5 23社 ・環境・エネルギー展開催（9/10） ・市民及び事業者向け啓発物配布 R5 7回（ちゃんと2回、ゼロカーボン通信2回、文教大学学校祭での配布1回、広報えにわ2回） ・審議会及び産学金官作業部会開催 R5 2回 ・FMラジオ放送（3月） ・うちエコ診断 R5 2回（環境・エネルギー展1回、消費生活展1回）	①②啓発活動 ・市内事業者向けGHG排出量可視化事業への参加依頼（GHG排出量可視化事業参加事業者数） R6 36社（新規13社） ・環境・エネルギー展開催（9/8） ・市民及び事業者向け啓発物配布 R6 6回（ちゃんと5回、広報えにわ1回） ・審議会及び産学金官作業部会開催 R6 3回 ・FMラジオ放送（6月～1月） ・うちエコ診断 R6 3回（環境・エネルギー展1回、市内商業施設2回）	市内事業者向けGHG排出量可視化事業を継続し、事業者との連携の基、エネルギー使用量データの提供が継続されるよう依頼を行っていく。 また、データ収集と分析を行い、排出傾向の把握や改善策の提案を行う。 環境・エネルギー展をはじめとした啓発イベントの開催を引き続き実施し、広報誌、タウン誌、SNS、地域コミュニティFM放送など、多様なメディアを活用して、省エネと脱炭素に関する周知活動を強化する。 家庭向けGHG排出量可視化およびインセンティブシステムの運用を今後開始し、市民のGHG排出削減意識を高める取り組みを進める。 また、環境審議会や産学金官作業部会を定期的に開催し、次期ロードマップ案の策定や、市民・事業者から得られるGHG可視化事業のデータ活用方法について議論を深めていく。	生活環境部 脱炭素推進課
【重点項目5】 職員と市民の協働・議員と市民の協働	（1）職員と市民の協働 ①市職員のボランティア活動は重要。 ②自発的に地域活動に取り組む職員の意識づくり（活動の意義の理解）の醸成が大切。	①②地域活動に取り組む職員の意識づくり ・職員研修の実施 （再掲）新規採用職員「まちづくり基本条例」新規採用職員(事前研修) R5 7人（令和6年度採用） 採用2年目職員「協働のまちづくり」 R5 15人（令和4年度採用） ・人事評価制度（能力評価）の項目に地域貢献を設定	①②地域活動に取り組む職員の意識づくり ・職員研修の実施 （再掲）新規採用職員「まちづくり基本条例」新規採用職員(事前研修) R6 23人（令和7年度採用） 採用2年目職員「協働のまちづくり」 R6 15人（令和5年度採用） ・人事評価制度（能力評価）の項目に地域貢献を設定	職員研修を通じて「まちづくり基本条例」や「協働のまちづくり」についての理解を深め、地域活動への参加意識を醸成する。 また、人事評価制度における地域貢献の項目を活用し、職員の地域貢献活動やボランティア活動（市役所ボランティアサークルシボラ等）への参加を促進する。	総務部 職員課
	（2）議員と市民の協働 ①相談しやすいツールが重要。 ②身近に感じられるように、議員個人の情報発信が重要。 ③議員提案で策定した条例も市民向けに周知することが重要。また、策定段階から市民との協働が必要。 ④傍聴をしやすい仕組みづくり（台帳に住所・氏名の記載を省略するなど）が必要。 ⑤議会中継を見やすくする工夫が必要。	①②「恵庭市議会youtubeチャンネル運用ガイドライン」を策定し、常任委員会の配信を開始 ③「パブリックコメント実施要領（案）」を作成 ④「恵庭市議会傍聴規則」を改正。傍聴人受付票を本会議及び各委員会終了後に速やかに廃棄することを明記し、運用を開始 ⑤議会中継システム・運用等に関し先進地を視察	①②「議会広報特別委員会」を設置し、SNSを活用した議会活動等の情報発信強化に取り組んでいる ③パブリックコメント運用開始に向け、実施要領（案）の精査・協議を継続中 ④個人情報保護の観点から、傍聴受付のメリット・デメリットを踏まえた見直しの必要性について検討中 ⑤先進事例に基づき、字幕等の導入の可否・実現性等について検討中	議会活動のSNSでの発信強化を図り、常任委員会のYouTube配信を継続して実施する。 また、議会として積極的に関わっている第6期総合計画の策定に向けて、引き続き議会広報特別委員会と総合計画特別委員会での協議を進める。 恵庭市議会基本条例の制定および恵庭市議会ハラスメント根絶条例の改正に向けて、各委員会で協議を重ね、素案が固まり次第、パブリックコメント及び市民説明会を実施する。	議会事務局

※各項目の検証報告書の主な意見にある①～⑤は実施内容・成果等、担当課と紐づいています。なお、担当課の欄の各課は全庁照会によるもの。